

**農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令
の一部を改正する命令（案）の概要**

信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務範囲等について、別紙「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要」1（2）・（3）、2（1）、3、4（2）に準じた改正を行う。